登録事業所への説明事項（振興券の取扱い）について

○　振興券は現金と同様に使用できます。ただし、つり銭は出さないで下さい。

○　振興券は利用者（購入者）による、取扱店での商品・サービスの支払いに使用できます。ただし、ネット販売のコンビニ決済等には使用できません。

○　振興券は現金への換金、預貯金等の預け入れはできません。

**※振興券を換金できるのは、取扱店が振興券の決済をする場合に限ります。**

○　**今回の振興券は限定券（青色・大型店利用不可）と共通券（赤色・全店舗利用可能）がございます。お受け取りの際は間違えのないようご注意ください。**

**※大型店とは大店立地法における店舗面積1,000平方㍍以上の店舗です。**

○　振興券は使用期限内であれば、他店（事業所）で使用できますので、受け取った振興券は、再度使用できます。**ただし、取扱店が受け取った振興券で買い物をする際は、振興券裏面のチェック欄にレ印を付けて下さい。**

○　「宮若市振興券取扱店」のステッカーを、店頭等の見やすい場所に必ず貼って表示して下さい。

○　破損した振興券は、全体の２／３程度が残っていて且つ、偽造防止加工が破損していなければ振興券とみなします。

○　偽造等の不正利用により、事業所に損失が生じたときは、不正利用者より損害の全額を申し受けます。

**※不正使用の疑いがあるときは、受取りを拒否するとともに、速やかに宮若商工会議所又は若宮商工会にお知らせ下さい。**

○　利用者から受け取った振興券の盗難・紛失・滅失は、当該取扱店（事業所）の責務となります。

換金方法（換金手続き）について

１．取扱店は、所定の換金明細書を宮若商工会議所又は若宮商工会へFAXで送信するか、ご持参し、提出してください。（販売開始日以降随時受付）

２．取扱店への支払いは、毎週金曜日までに換金明細書の受付を行った分を、翌週の金曜日に、提出先の商工会議所・商工会で、**振興券と引き換えに、小切手で支払います。**（換金時間は午前１０時～午後３時までとします。）

　　※**ただし、小切手発行の短縮をご希望の際は別途ご相談ください。**

３．最初の換金日は１０月１４日（金）といたします。

　　＜１０月７日（金）までに換金明細書を提出された分＞

４．最終の換金日は、令和５年２月１７日（金）とします。２月１８日（土）以降は、換金できませんので、ご注意下さい。従って、**換金明細書の最終締切日を２月１０日（金）**とします。

５．換金は一括でなく、随時請求して頂いて結構です。

　　（この場合、換金明細書をその都度提出して下さい。）

６．小切手受領時に、**換金明細書に受領者の記入と押印をお願いします。**

７．受領される小切手を、線引き小切手にするかしないかを、所定の換金明細書で選択して下さい。

８．小切手受領後はお早めに（遅くとも１週間以内に）小切手に記載の金融機関にて、現金化もしくは口座入金を行ってください。

９．換金明細書の必要分は、コピーをお願いします。また、宮若商工会議所ホームページ＜　http://www.miyawakacci.or.jp/　＞にも掲載しますので印刷してご利用ください。

（お問い合せ先・換金明細書の提出先）

　　　・**宮若商工会議所**　宮若市宮田３６７３番地３

　　　　　　　　ＴＥＬ：０９４９－３２－１２００

ＦＡＸ：０９４９－３２－１２０５

　　　・**若宮商工会**　宮若市福丸２５０番地１

ＴＥＬ：０９４９－５２－０６４０

ＦＡＸ：０９４９－５２－１７６５